

議第 1 3 0 号

呉市国民健康保険条例等の一部を改正する条例の制定について
 呉市国民健康保険条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市国民健康保険条例等の一部を改正する条例
 (呉市国民健康保険条例の一部改正)

第 1 条 呉市国民健康保険条例 (昭和 3 4 年呉市条例第 3 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則 (延滞金の割合の特例)</p> <p>第 3 条 当分の間、第 1 8 条第 1 項に規定する延滞金の額の計算における年 1 4 . 6 パーセントの割合及び年 7 . 3 パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合 (当該年の前年に租税特別措置法第 9 3 条第 2 項の規定により告示された割合)</u>に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。) が年 7 . 3 パーセントの割合に満たない場合には、その年 (以下この条において「<u>特例基準割合適用年</u>」という。) 中においては、年 1 4 . 6 パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合適用年</u>における<u>特例基準割合</u>に年 7 . 3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7 . 3 パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合</u>に年 1 パーセントの割合を加算した割合 (当該加算した割合が年 7 . 3 パーセントの割合を超える場合には、年 7 . 3 パーセントの割合) とする。</p>	<p>附 則 (延滞金の割合の特例)</p> <p>第 3 条 当分の間、第 1 8 条第 1 項に規定する延滞金の額の計算における年 1 4 . 6 パーセントの割合及び年 7 . 3 パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合 (租税特別措置法第 9 3 条第 2 項に規定する平均貸付割合)</u>に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。) が年 7 . 3 パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年 1 4 . 6 パーセントの割合にあつては<u>その年における延滞金特例基準割合</u>に年 7 . 3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7 . 3 パーセントの割合にあつては<u>当該延滞金特例基準割合</u>に年 1 パーセントの割合を加算した割合 (当該加算した割合が年 7 . 3 パーセントの割合を超える場合には、年 7 . 3 パーセントの割合) とする。</p>

(呉市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第 2 条 呉市後期高齢者医療に関する条例 (平成 2 0 年呉市条例第 1 1 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
付 則	付 則

<p>1～3 略 (延滞金の割合の特例)</p> <p>4 当分の間、第5条第1項に規定する延滞金の額の計算における年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合</u>(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「<u>特例基準割合適用年</u>」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合適用年</u>における<u>特例基準割合</u>に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p> <p>5～7 略</p>	<p>1～3 略 (延滞金の割合の特例)</p> <p>4 当分の間、第5条第1項に規定する延滞金の額の計算における年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合</u>(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する<u>平均貸付割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>その年</u>における<u>延滞金特例基準割合</u>に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては<u>当該延滞金特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p> <p>5～7 略</p>
---	---

(呉市介護保険条例の一部改正)

第3条 呉市介護保険条例(平成12年呉市条例第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>付 則</p> <p>1～8 略 (延滞金の割合の特例)</p> <p>9 当分の間、第10条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合</u>(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において</p>	<p>付 則</p> <p>1～8 略 (延滞金の割合の特例)</p> <p>9 当分の間、第10条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合</u>(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する<u>平均貸付割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が</p>

<p>同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「<u>特例基準割合適用年</u>」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合適用年</u>における<u>特例基準割合</u>に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p> <p>10～20 略</p>	<p>年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>その年</u>における<u>延滞金特例基準割合</u>に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては<u>当該延滞金特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p> <p>10～20 略</p>
--	--

付 則

この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(提案理由)

地方税法の一部改正を踏まえ、所要の規定の整備をするため、この条例案を提出する。